

令和4年度十和田市若年者等人材育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、雇用する若年者等の資格又は免許（以下「資格等」という。）の取得のために研修、講習等（以下「研修等」という。）を受講させる市内企業等に対して、予算の範囲内で令和4年度十和田市若年者等人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所及び事業所を有する個人（以下「個人事業主」という。）又は市内に事業所を有する法人（以下「法人等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する個人事業主又は法人等は、補助対象者としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者
- (2) 政治活動又は宗教活動を行う者
- (3) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者
- (4) 市税に滞納がある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が、市内の事業所において勤務させる又は雇用する、令和4年4月1日において18歳以上40歳未満の者（以下「従業員」という。）に係る資格等の取得のために負担した受験料及び受講料（テキスト代を含む。）とする。ただし、

旅費、食糧費、消耗品費、通信運搬費、消費税及び地方消費税を除く。

2 前項の場合において、試験により資格等を取得するものにあつては、令和5年3月31日までに資格等を取得したことを証明する書類を得られる場合のみ補助金の交付の対象とする。

3 資格等の取得については、1つの年度内において、同一の従業員につき1種類のみを補助金の交付の対象とする。

4 次の各号のいずれかに該当する経費については、補助対象経費としない。

(1) 国、県等から他の補助金、助成金等の交付を受けるもの

(2) 接遇、マナー講習等の社会人として基礎的なスキルを取得するためのもの

(3) 一般的な趣味、教養等に関するものその他業務及び就業に直接関連が認められないもの

(4) 普通自動車第一種免許、普通自動車二輪車免許又は原動機付自転車免許を取得するためのもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は10万円のいずれか低い額以内の額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、資格等の取得に係る研修等を受ける前に、令和4年度十和田市若年者等人材育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 研修等の内容及び経費が分かる書類

(2) 資格等の取得に係る研修等を受ける者が、従業員であることが分かる書類

(3) 申請者が個人事業主の場合は、住民票の写し

(4) 市内で事業を営んでいることが分かる書類

(5) 市税に滞納がないことを証する書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第3号に掲げる住民票に関する情報及び同項第5号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 1つの年度内においてすることができる補助金の交付の申請は、1回に限るものとする。(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和4年度十和田市若年者等人材育成支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更申請等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業内容を変更しようとするときは、令和4年度十和田市若年者等人材育成支援事業計画変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、承認の可否を決定し、令和4年度十和田市若年者等人材育成支援事業計画変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、令和5年3月31日までに令和4年度十和田市若年者等人材育成支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 資格等を取得したことを証する書類の写し

(2) 補助対象経費に係る支払の証拠書類等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度十和田市若年者等人材育成支援事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条により額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和4年度十和田市若年者等人材育成支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月5日から施行する。